

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

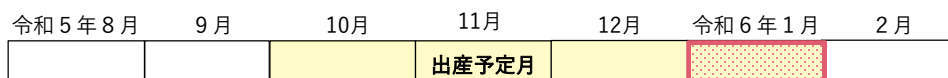
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0円になるとは限りません。（産前産後期間中に、石巻市の国民健康保険に加入していない月が含まれる場合は、石巻市の国民健康保険の加入月数に応じて部分的に保険税を減額します。）

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

…対象期間

届出に必要な書類

- ① 届出書（下記届出先に設置のほか、市ホームページからもダウンロードできます。）
- ② 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 母子健康手帳などの出産予定日や単・多胎妊娠が確認できる書類

※出産後に届出を行う場合、親子（母子）関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

本庁舎2階保険年金課保険税係（1番窓口）、各支所、各総合支所市民福祉課

※届出書の提出がない場合でも、市が対象者の妊娠又は出産を確認できた場合には、職権（自動）で保険税を減額する場合があります、市から対象者の方に連絡することがあります。

【問合せ先】

石巻市 保健福祉部 保険年金課 保険税係 TEL：0225-95-1111（内線2336・2337・2338）